

10/7(月)の発表



北海道白老町に2020 OPEN!

発表項目 (行事名)	北海道議会議員の資産等報告書の公開について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	発表場所
概要	<p>「政治倫理の確立のための北海道議会議員の資産等の公開に関する条例」に基づき、各議員から議長に提出された資産等報告書を公開するもの。</p> <p>○資産等報告書の概要等 別紙のとおり</p>		
参考	<p>○標記報告書の根拠条例 政治倫理の確立のための北海道議会議員の資産等の公開に関する条例 (平成7年条例第37号)</p>		

報道(取材) に当たって のお願い			
他のクラブ との関係	同時配付 同時レク	(場所)	
担当 (連絡先)	<p>北海道議会事務局 総務課 総括グループ(担当者:面高、濱地) TEL ダイヤルイン 011-204-5682 内線 33-212・33-225</p>		

(別紙)

北海道議会議員の資産等報告書の公開について

1 趣 旨

「政治倫理の確立のための北海道議会議員の資産等の公開に関する条例」(平成7年条例第37号)第2条第1項に基づき、北海道議会議員から議長に提出された「資産等報告書」を閲覧に供するもの。

2 閲覧開始日時及び場所

- ・閲覧開始日時 令和元年(2019年)10月7日(月)午前8時45分
- ・閲覧場所 北海道議会事務局 会議室

3 報告書の概要

資産等報告書は、議員本人が所有するものに限り、任期開始の日(平成31年(2019年)4月30日)において有する下記資産等について報告するもの。

- (1) 土地
- (2) 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権
- (3) 建物
- (4) 預金(当座預金及び普通預金を除く)及び貯金(普通預金を除く。)
- (5) 有価証券
- (6) 自動車、船舶、航空機及び美術工芸品
- (7) ゴルフ場の利用に関する権利
- (8) 貸付金
- (9) 借入金

4 報告数

100人(全議員)

5 その他

報告書の各項目については、別添「記載要領」を参照。

資産等報告書記載要領

I 制度の概要

道議会議員は、「政治倫理の確立のための北海道議会議員の資産等の公開に関する条例」に基づき、任期開始の日において有する資産等について記載した「資産等報告書」を同日から起算して100日を経過する日までに議長に提出しなければなりません。

報告書は、提出すべき期間の末日から起算して60日を経過する日の翌日から閲覧に供されます。（閲覧場所：議会庁舎1階事務局会議室）

任期開始の日	平成31年 4月30日（火）
提出期限	令和元年 8月 7日（水）
閲覧開始日	令和元年 10月 7日（月）

II 記入上の注意事項

- 報告書は8枚一括で提出してください。該当する資産がない場合は、各項目欄に「該当なし」と記入してください。
- 報告対象は、任期開始の日時点で議員本人が所有するものに限ります。
- 各項目に記入する面積等の数字は、最小の桁まで記入してください。

III 記載内容の訂正方法

- 閲覧開始後の訂正は、議長に訂正届を提出し、公開されている報告書の原本に直接訂正事項を記入することによって行います。
訂正届の用紙は議会事務局総務課に用意しています。

1 土地 ~ 3 建物

- 登記の有無を問わず、議員の所有するものを記入してください
- 登記済のものについては、登記簿に記載されている筆ごとに記入してください。なお、地番が同じで筆がいくつかに分かれている場合は、同一地番をまとめて記入しても構いません。
- 相続により取得したものは、それぞれの資産の摘要欄に「相続」と記入してください。
- 共有物については、面積、課税標準額とも全体としてのものを記入し、摘要欄にその持分を記入してください。
- 1 「土地」について、集合住宅（マンション等）は「面積」欄には土地全体の面積を記入し、「固定資産税の課税標準額」欄には持分の価格を記入してください。（固定資産の納税通知書・課税明細書を参照）
「摘要」欄には、「マンション」等と持分（敷地権の割合）を記入してください。
→下記事例①
当該物件を共有している場合は、議員本人の持分も記入してください。
→下記事例②

[事例（マンションの場合）]

所在	面 積	固定資産税の課税標準額	摘要
北海道○市○番 地○号（事例①）	9,876.54 (↑土地全体)	123,456 (↑1戸分)	マンション 持分123/10,000 (↑1戸分)
北海道○市○番 地○号（事例②）	9,876.54 (↑土地全体)	123,456×1/2 (↑1戸分×本人持分)	マンション持分123/10,000×1/2 (↑1戸分×本人持分)

- 信託している土地（議員本人が帰属権利者であるものに限る。）も記入してください。
- 2 「建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権」とは、いわゆる「借地権」のことであり、田畠、山林等は除きます。

4 預金・貯金

- 「預金」は銀行・郵便局・信用金庫・信用組合などで、「貯金」は農協・漁協などで取り扱っているものです。
- 預金は、当座預金及び普通預金を除き、通知預金、定期預金、定期積金及びその他の預金の元金の総額を記入してください。
- 貯金は、当座貯金及び普通貯金を除き、定期貯金、定期積金及びその他の貯金の元金の総額を記入してください。
なお、郵便局で取り扱っているものは、「貯金」という名称がついていても、預金欄に記入してください。
- 外国にある預金等の額については、任期開始の日現在に円換算した額とし、国内にあるそれぞれの額と合計し記入してください。

5 有価証券

- 株券以外の有価証券については、その種類を「国債証券」、「地方債証券」、「社債券」、「金銭信託」、「その他」として区分し、額面金額の総額（金銭信託については、元本の総額）を上段の枠に記入してください。
なお、割引金融債、利付金融債などは「社債券」の区分に、政府保証債は「その他」の区分に記入してください。
- 金銭信託とは、信託の引受けの際に金銭をもってなされ、信託の終了時に金銭をもって返還すべきことを約した金銭の信託をいいます。
(参考 証券(株式)投資信託、MMF等の短期公社債投信等)
- 株券については、資本金の額が1億円以上の株式会社の株券、金融商品取引所に上場されている株券又は店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会に登録されている株券に限り、銘柄及び株数を下段の枠に記入してください。
- 手形及び小切手は記入不要です。

6 自動車・船舶・航空機・美術工芸品

- ・ 売買によって取得したもので、取得価額（取得時の売買価額）が100万円（消費税を除く）を超えるものについて数量を記入してください。
　例えば数年前に購入した自動車等の残存価格が100万円以下でも、
　取得時の売買価額が100万円を超えていれば記入対象となります。
- ・ 贈与や相続により取得したものは対象にならず、売買によって取得したものだけが報告の対象になります。

- ① 自動車の種類は、自動車検査証の「自動車の種別」により記入し、
　その種別ごとに合計の数量を記入してください。

普通自動車（排気量2000ccを超えるもの…3ナンバー）
小型自動車（排気量660ccを超え2000cc以下のもの…5ナンバー）
軽自動車（排気量660cc以下のもの）
その他（大型特殊自動車及び小型特殊自動車等）

- ② 船舶の種類は、汽船、帆船（動力機を有しても主として帆をもつて
　運航するものを含む）とし、それ以外をその他（手こぎ船等）として
　記入し、その種類ごとに合計の数量を記入してください。

- ③ 航空機の種類は、飛行機、回転翼航空機、滑空機とし、それ以外を
　その他（飛行船）として記入し、その種類ごとに合計の数量を記入し
　てください。

- ④ 美術工芸品の種類は、絵画、彫刻、書、陶器、磁器、漆器、ガラス
　器、刀剣とし、それ以外をその他として記入し、その種類ごとに合計
　の数量を記入してください。

なお、宝石、貴金属品、金塊等は記入不要です。

7 ゴルフ場の利用に関する権利

- ・ ゴルフ場の名称を記入してください。
　ただし、譲渡することができるものに限ります。
　（例えば名誉会員等議員一代限りのものは記入不要です）
- ・ リゾートクラブなどの会員権は記入不要です。

8 貸付金

- ・ 貸し付けている金額の総額を記入してください。
ただし、生計を一にする親族（民法第725条の規定による六親等内の血族、配偶者又は三親等内の姻族をいう）に対するものは除きます。
- ・ 出資金は記入不要です。

9 借入金

- ・ 借入している金額の総額を記入してください。
ただし、生計を一にする親族（民法第725条の規定による六親等内の血族、配偶者又は三親等内の姻族をいう）からのものは除きます。
- ・ 連帯債務（数人の債務者各々が全額の支払い責任を負う債務）の場合は借入金の全額を、連帯債務でない場合は債務の負担割合に応じた金額を記入してください。
- ・ 債務の保証人になっている場合は記入不要です。
- ・ 相続税などの延滞金は記入不要です。

* 参考 (本人からみた六親等の血族と三親等の姻族)

一親等の血族・・・父母、子

二親等の血族・・・祖父母、孫、兄弟姉妹

三親等の血族・・・曾祖父母、ひ孫、伯叔父母、甥・姪

四親等の血族・・・いとこ、甥・姪の子

五親等の血族・・・いとこの子

六親等の血族・・・いとこの孫

一親等の姻族・・・配偶者の父母、子の配偶者

二親等の姻族・・・配偶者の祖父母・兄弟姉妹、孫・兄弟姉妹の配偶者

三親等の姻族・・・配偶者の曾祖父母・伯叔父母・甥・姪、
甥・姪の配偶者、伯叔父母の配偶者